

「投資法施行細則」 （非公式訳）

日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外調査部

2015年3月

- ❖ 本資料は、日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した非公式訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
- ❖ 本資料の利用に際しては、必ずモンゴル語原文に依拠いただきますようお願いいたします。
- ❖ 禁無断転載



モンゴル国法律

2013 年 10 月 3 日

行政機関、ウランバートル市

投資法施行細則

第 1 条

投資法が施行される前に外資投資法の第 12 条 1 部の記述に従い許可を得た外資投資家を、その許可で定められた期限が終了するまでの間、投資法の 3.1.2 で記述された「投資家」とみなし、期限が終了後その投資家が会社登録法に従って国に登録申請をする。

第 2 条

投資法が施行される前に外資投資法の第 19 条に従い締結した安定協定及び鉱物法の第 29, 30 条に基づいて締結した投資契約はこの協定に決められた期間内は有効である。

第 3 条

本法律の第 2 条に規定された契約を締結した法人には投資法に従って保持証書を与えない。

第 4 条

投資法が施行される直前 5 年間で実行された投資計画は、本法律の第 16 条に記載された条件を満たす場合、保持証書が投資法に決められた期間で与えられる。投資会計を監査機関が認証した財務諸表に基づいて決定する。

第 5 条

本法律が適用される前にモンゴル国法人の75%以上を所有している外国の国有法人の株主資本の割合や数量に変更があった場合は、投資法の第21.1に示された条件は適用されない。

第6条

本法律を投資法が有効になった日から施行する。

モンゴル国会議長

Z. エンフボルド